平成２９年度第２回広島県医療審議会　会議録

１　日　　時　　平成３０年３月１６日（金）１８：００～１８：５５

２　場　　所　　県庁北館２階　第１会議室

３　出 席 者　　別紙のとおり

４　議　　題

⑴ 議案第１号　広島県医療審議会の会議の公開方針の一部改正について

⑵ 議案第２号　病床設置届出診療所に係る取扱方針について

⑶ 議案第３号　地域医療支援病院の名称承認について

⑷ 議案第４号　第７次広島県保健医療計画（案）について

５　担当部署　　広島県健康福祉局医務課医務グループ

電話：（０８２）５１３－３０５６

６　会議内容

≪開会等≫

［18 時 00 分，委員 29 名中 16 名が出席し，医療法施行令第 5 条の 20 第 2 項の規定により，会議が成立したことを確認し開会］

［健康福祉局長あいさつ］

［会長が会議録署名人に委員 2 名を指名］

≪議案第１号　広島県医療審議会の会議の公開方針の一部改正について≫

会長：　議事に入る前に本日の議題について，公開，非公開を決定します。ただし，第１号議案として「広島県医療審議会の会議の公開方針の一部改正について」が提案されており，議案第１号は当審議会の内部規程に係る議案として公開で行い，この議案を議決した後に，その他の議題について公開，非公開を決定したいと思います。議案第１号について，事務局から説明してください。

幹事：　広島県医療審議会の会議の公開方針の一部改正について，説明させていただきます。この公開方針は，平成１３年度第１回の当審議会において決定されたもので，会議は原則として公開，ただし情報公開条例の不開示情報を含む場合については非公開という整理をしております。

　この度，医療法や医療法施行規則等の改正に伴い，新たに当審議会に諮問する事項が追加されたことなどから，一部改正について提案するものです。

資料の表には，審議事項，公開・非公開の別，非公開の理由等を記載しており，今回追加するものを二重線，変更箇所を下線で表示しております。

番号３「病床過剰地域における病床稼働率の低い病院等に対する病床数の削減命令，要請，勧告」については，従来，公的病院を対象として規定されていたものが民間病院も含めることとされたことから変更するものです。

番号５「病院等の開設，病床数の増加等の許可に際して付した条件に従わない場合の勧告，措置命令」，番号８「病床機能報告対象病院等の過剰な病床へ転換しないことの措置命令，要請，勧告」，番号９「構想区域ごと協議の場における協議が調わない場合の病床機能報告対象病院等に対する必要な指示，要請，勧告」は今回追加するもので，原則どおり公開とさせていただきたいと考えております。

番号１８「医療法施行規則第１条の 14 第 7 項第１号及び第 2 号に基づく診療所の病床の設置又は増床」，番号２２「地域医療連携推進法人の参加法人に係る病床の特例」については，医療機関の事業活動情報，経営状況等を審査対象とするものであることから，公立病院を除いて，非公開とすることが適当ではないかと考えております。議案第１号についての説明は以上です。

会長：　議案第１号について，御質問，御意見がありましたら，発言をお願いします。

（質疑なし）

会長：　ないようですので，「広島県医療審議会の会議の公開方針の一部改正について」は，承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

≪会議の公開，非公開について≫

会長：　それでは，議案第１号については承認することとし，改めて，本日の議題について，公開・非公開を決定いたします。

ただいま承認いただいた議案第１号の別表「広島県医療審議会の審議事項の公開・非公開の基準」により，本日の議題はすべて公開とさせていただきます。

何か御意見はございませんか。

（質疑なし）

≪議案第２号　病床設置届出診療所に係る取扱方針について≫

会長：　議案第２号「病床設置届出診療所に係る取扱方針について」，事務局から説明してください。

幹事：　議案第２号について，説明させていただきます。

この取扱方針の趣旨としては，地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所の整備を図るために，届出により病床設置が可能とされる診療所の取扱いを定めるものです。

３ページをご覧ください。診療所に病床の設置又は増床を行う際には，医療法の規定より，県知事の許可が必要となっていますが，医療法施行規則で定める要件に該当する場合は，特例として届出による病床設置が可能とされております。この取扱いを規定している医療法施行規則が改正され，平成３０年４月１日から施行されることに伴って事務手続き等を変更するものです。

表にあるとおり，届出により病床設置等が可能な対象診療所として，「①居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所」を「①医療法第 30 条の 7 第 2 項第 2 号に掲げる医療の提供のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」に変更しますが，内容的には同様であり，地域包括ケアシステムを推進する観点から明確化が図られたものとなっています。また，「⑤救急医療の推進に必要な診療所」が追加となります。

事務手続きとしては，これまでは，病床設置予定者から事前協議書を県に提出していただき，医療審議会で定めた基準に適合するか否かを県において審査し，基準を満たす診療所を医療計画に掲載することとして県ＨＰで名称を公表しておりました。医療審議会には，病床設置の届出受理後に事後報告するという取扱いを行ってきたところです。平成３０年度からは，事前協議書の提出は同様ですが，県知事から医療審議会に諮問をし，届出による病床設置等が適切か否か，医療審議会において審議していただくこととなります。

２ページにお戻りください。対象診療所の基準を設定しています。

「地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所」としては，厚生労働省医政局長通知によって定められている，在宅療養支援診療所の機能，急変時の入院患者の受入機能，看取りを行う機能など，１～７のいずれかの機能を有し，地域の医療需要を踏まえて必要とされる診療所となります。また，「救急医療の推進に必要な診療所」としては，救急病院等を定める省令に基づく救急診療所として認定を受けている（救急告示）診療所として定めております。

なお，事前協議を申し出た診療所に対しては，基準への適合状況の審査は勿論ですが，地域においてコンセンサスを得ているのかなどを確認した上で，医療審議会に諮問して，各地域の意見を踏まえて判断していきたいと考えております。議案第２号についての説明は以上です。

会長：　議案第２号について，御質問，御意見がありましたら，発言をお願いします。

（質疑なし）

会長：　ないようですので，「病床設置届出診療所に係る取扱方針について」は，承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

異議がないようですので，当議案については承認することとします。

≪議案第３号　地域医療支援病院の名称承認について≫

会長：　議案第３号「地域医療支援病院の名称承認について」，事務局から説明してください。

幹事：　議案の説明に入る前に，「地域医療支援病院」制度の概要について，御説明します。資料３ページをご覧ください。

「１制度の趣旨」にあるとおり，患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から，地域の医療機関と連携する病院に対して，都道府県知事が「地域医療支援病院」と称することを承認する制度です。「２制度の仕組み」のとおり，病院から名称使用について申請があった場合，県は承認要件を満たしているかどうかを審査した上で，医療審議会の意見を聴いて承認を行うことになっています。地域医療支援病院の要件としては，①紹介患者への医療の提供や，②病床，高額医療機器等の共同利用，⑤原則２００床以上であることなどの６つの項目と，「４地域医療支援病院の実施すべき事項」にあるように８つの項目について実施することが求められています。

資料１ページをご覧ください。議案第３号は，公立学校共済組合中国中央病院にかかる地域医療支援病院の名称使用承認についてですが，「承認要件への該当状況」のうち，主なものを説明させていただきます。

「承認要件」欄の「①開設者」は公立学校共済組合であり，基準の「公的医療機関」に該当します。「②他の医療機関から紹介された患者に対する医療の提供」については，紹介率は 54.9%，他の医療機関へ患者を紹介する逆紹介率は 87.4%であり，「紹介率 50%以上かつ逆紹介率 70%以上」を満たしております。

「③病床，高額医療機器等の共同利用の実施」については，MRI，CT，RI などの医療機器の共同利用がなされ，規定の整備や共同利用のための専用病床も確保され，いずれも基準を満たしております。

「④救急医療の提供」については，24 時間対応できる体制や優先的に使用できる病床も確保され，病院群輪番制にも参加しており，救急患者受入要件も充足しています。「⑤地域の医療従事者の資質向上のための研修実施」については，研修体制の整備，研修プログラムの作成などの要件を満たしています。

「⑥病床数」は，一般病床２７７床で２００床以上であり，「⑦構造設備」については，検査室，病理解剖室，救急用自動車等の必要な施設設備が整備されています。なお，集中治療室については，診療報酬上，ICU の施設基準を満たしておりませんが，厚生労働省に確認したところ，地域からの救急患者に適切に対応することがで

ければ，承認できる旨回答を得ております。当該病院は，重傷者に対して高機能リカバリー室４床有しており，人工呼吸器や除細動器等の必要な機器を配備するとともに，医療スタッフも 24 時間対応できる体制を維持しております。

なお，当該病院にかかる「地域医療支援病院」の名称使用については，平成３０年１月１０日付けで「福山・府中地域保健対策協議会」から，適当である旨の意見が提出されております。以上で説明を終わります。

会長：　議案第３号について，御質問，御意見がありましたら，発言をお願いします。

委員：　地域医療支援病院に承認されたらどのようなメリットがあるのでしょうか。

幹事：　診療報酬上，入院の初日に 1,000 点の加算を算定できることと，診断群分類（ＤＰＣ）において機能評価係数が加算できることとなります。

会長：　その他にはないでしょうか。

（質疑なし）

会長：　ないようですので，「地域医療支援病院の名称承認について」は，承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

異議がないようですので，当議案については承認することとします。

≪議案第４号　第７次広島県保健医療計画（案）について≫

会長：　議案第４号「第７次広島県保健医療計画（案)」について，審議いたします。保健医療計画の具体的な検討は，保健医療計画部会で行っていただきました。その結果について，部会長から報告をお願いします。

委員：　保健医療計画部会における審議結果を報告します。

部会での検討経過ですが，平成２８年５月に知事の諮問を受け，具体の計画検討について指示をいただいてから，２年をかけ計８回にわたり審議を行ってまいりました。１年目には，二次保健医療圏の見直しに係る審議を行い，今年度からは，国の計画作成指針等に基づきながらも，県民のＱＯＬの向上を目指し，健康寿命の延伸を，関連する各種計画，特に高齢者プランとの共通目標とし，整合性をとって検討を進めました。

具体的には，疾病・事業ごとに，また，二次医療圏ごとに検討体制を整備し，

「全県計画」については県地対協や県設置会議等において，「地域計画」については各圏域の地対協において，専門的な，また現場の実情を踏まえた審議を進めてまいりました。

さらに，医療・介護需要量調査分析ワーキンググループでは，介護医療院等への転換意向調査結果も踏まえた，在宅医療や介護サービスの需要量を適切に見込むとともに，追加的需要への対応や，円滑な転換の必要性などについても審議を行ったところです。

昨年１２月には，部会として「計画素案」の取りまとめを行うとともに，その後の県議会の審議や「パブリックコメント」，市町や関係機関からの意見を反映させ，３月１２日の保健医療計画部会において計画（案）の最終的な審議を行いました。審議の結果，別冊資料１「広島県保健医療計画（案）」と別冊資料２「地域計画（案）」をもって，当部会の検討結果とすることといたしました。医療と介護の総合確保の方針のもと，医療提供体制の確保と地域包括ケアシステムの一体的な推進に向けた節目となる計画案を取りまとめることができたと思っております。

これまで多くの関係者の皆様に御協力いただき，広島県保健医療計画の検討を行うことができました。この場をお借りして，感謝申し上げます。

会長：　部会長並びに委員の皆様，誠にありがとうございました。部会長からの報告にもありましたが，多くの関係者の方々の御協力を賜り，とりまとめていただきました。感謝申し上げます。

御質問，御意見がありましたら，発言をお願いします。

幹事：　議案第４号の資料に基づきまして，追加で説明させていただきます。

第１章の総論としては，計画策定の趣旨，計画の位置付け，計画の期間，基本理念及び目指す姿，保健医療圏の設定，基準病床数を記載しています。

第２章から第７章が各論の内容となっています。安心できる保健医療体制の構築，保健医療各分野の総合的な対策，地域医療構想の取組，保健医療体制を支える人材の確保・育成，医療の安全の確保，計画の推進体制と評価の実施など，総合的な対策を推進するための計画とさせていただいております。

別冊を見ていただきますと，第２章の「第１節　がんなど主要な疾病の医療連携体制」では，がん，脳卒中，心筋梗塞，糖尿病，精神疾患の５疾病の対策を記載しています。「第２節　救急医療などの医療連携体制」として，救急医療，災害時医療，へき地医療，周産期医療，小児医療の５事業を，また，第３節では「在宅医療と介護等の連携体制」について詳細に記載しております。

以上，計画の全体像を簡単に説明させていただきました。

会長：　御質問，御意見がありましたら，発言をお願いします。

委員：　救急医療について意見を述べさせていただきたい。別冊の 84 ページから現状の記載があるが，救急医療で最も問題となる救急搬送受入困難事案についても，数値をあげた具体的な記載がされており，評価できる内容になっております。

実態として広島県は全国よりも少し悪く，特に都市部において厳しい状況にありますが，これからの救急医療を見据えると，高齢者救急の増加に伴って中等症が増えてくると見込まれます。

そうした背景を踏まえて，91 ページからの施策の方向の記載を見ると，現状の認識に比べて搬送受入困難事案への対応という施策に関する内容が薄いのではないかと思います。とりわけ，広島市の救急搬送が課題となる中，93 ページの３(４)②に「広島市を中心とした広島都市圏における救急医療体制」の項目があるが，救急搬送受入困難事案の解消に向けた施策についての記載が盛り込まれるべきではないかと考えております。御検討をお願いしたいと思います。

幹事：　御指摘ありがとうございます。広島市を中心とした救急医療体制については重要な課題であると認識しております。医療計画の記載については，92 ページの「２　救急医療機関への円滑な搬送と医療機関における受入体制の確保」の中の「(２)傷病者の疾病や症候に合った円滑な搬送と受入体制の確保」として，メディカルコントロール体制の強化に向けて，踏み込んだ形で施策を記載しております。それぞれの地域における施策の実施段階において，十分に協議・検討して，実現に向けて取り組んでいく方向性を示しているところです。

委員：　今後ますますメディカルコントロール協議会の責務が重大になると感じました。メディカルコントロール協議会において，救急搬送受入困難事案の対策まで踏み込んで検討していくということで理解してよろしいでしょうか。

幹事：　メディカルコントロール協議会には，救急患者の受入体制を確保するという役割もあることは承知しており，そのような方向で取組を進めるよう考えております。

会長：　他に御意見等ありますでしょうか。他になければ,「第７次広島県保健医療計画（案)」につきましては，部会長からの報告，事務局からの説明のありました案を答申案としてよろしいでしょうか。

委員：　検討を重ねた上での計画（案）ですので，受入困難事案の解消に向けた施策について記載を追加するのは難しいということであれば，附帯としての意見があったことを記録に留めていただければと思いますが，いかがでしょうか。

幹事：　いただいた意見につきましては，会長から知事に答申いただく際に，こうした附帯意見があったことを口頭で報告するということでいかがでしょうか。

委員：　92ページには，「受け入れやすい環境整備に努めることで，受入困難事案の防止に努めます」という記載があり，ご指摘の点はカバーできているものと思います。内容が大きく相違するものではなく，特に附帯意見として扱わなくてもよいのではないかと思われますが。

委員：　救急搬送困難事案については，救急全体を見渡して象徴的な問題であり，現在の93ページの記載内容の前段として，「困難事案の解消に向けて」の文言を入るべきと考えて，申し上げた次第です。

委員：　御指摘の意見はごもっともと思っております。ただ，全体を通していただくと，特に広島市を中心とした地域は課題があるとして，受入困難事案の発生防止に努めるという方向性を出して記載しております。この計画に基づいて，特に広島市を中心とした地域について重点的な取組を進めるよう考えております。

　御意見につきましては，附帯決議ということではなく，審議の中でこういう意見があったということを記録に残して，答申の際に伝えればと思いますので，それでよろしいでしょうか。

委員：　ただいまの御意見に賛成です。また，「広島市を中心とした広島都市圏」という捉え方であれば，救急医療だけの問題だけではない面もある。県と広島市の施策の整合性を図ることは大きな課題であり，今後，十分検討していく必要があると思います。

委員：　計画策定に際しても，広島市行政としっかり協議をしてまいりました。今後の施策の推進についても，整合性を図って連携して取り組んでいきたいと思います。

会長：　それでは，私から知事へ計画案を答申する際に，議事の中でそうした意見があったことをお伝えすることにしたいと思います。よろしいでしょうか。

　（異議なし）

会長：　本日，予定しておりました議事につきまして，すべて終了いたしました。

　それでは，これをもちまして閉会といたします。

［閉会］

広島県医療審議会委員名簿

（五十音順）

氏　　名	現　　職	推　薦　母　体	備 考
青　山　　喬	広島県病院協会会長	広島県病院協会	欠席
荒　川　信　介	広島県歯科医師会会長	広島県歯科医師会	欠席
石　井　知　行	広島県精神科病院協会会長	広島県精神科病院協会	
石　黒　ひ　か　り	日本労働組合総連合会 広島県連合会女性委員会委員長	日本労働組合総連合会広島県連合会	
市　川　幸　子	広島県地域女性団体連絡協議会 事務局長	広島県地域女性団体連絡協議会	
猪　上　優　彦	広島県民生委員児童委員協議会会長	広島県民生委員児童委員協議会	欠席
菊　間　秀　樹	広島県健康福祉局長	広島県	
加　藤　功　一	広島大学歯学部長	広島大学	欠席
金　子　　努	県立広島大学保健福祉学部教授	県立広島大学	欠席
川　本　ひ　と　み	広島県看護協会会長	広島県看護協会	
神　田　和　幸	全国健康保険協会広島支部支部長	全国健康保険協会広島支部	
衣　笠　正　純	広島県社会福祉協議会常務理事	広島県社会福祉協議会	
木　矢　克　造	県立広島病院院長	全国自治体病院協議会広島県支部	
下　森　宏　昭	広島県議会議員	広島県議会	欠席
種　村　一　磨	広島県医療法人協会会長	広島県医療法人協会	
谷　山　清　己	国立病院機構呉医療センター院長	国立病院機構中国四国ブロック	
天　満　祥　典	三原市長	広島県市長会	欠席
豊　見　雅　文	広島県薬剤師会会長	広島県薬剤師会	
中　本　隆　志	広島県議会議員	広島県議会	欠席
檜　谷　義　美	広島県医師会副会長	広島県医師会	
秀　　道　広	広島大学医学部長	広島大学	欠席
平　川　勝　洋	広島大学理事	広島大学	
平　松　恵　一	広島県医師会会長	広島県医師会	
箕　野　博　司	北広島町長	広島県町村会	欠席
森　川　家　忠	広島県議会議員	広島県議会	欠席
安　井　　弥	広島大学大学院医歯薬保健学研究科長	広島大学	
安　武　　繁	県立広島大学保健福祉学部教授	県立広島大学	欠席
山　根　俊　雄	健康保険組合連合会 広島連合会常任理事	健康保険組合連合会広島連合会	
吉　田　隆　行	広島県国民健康保険団体連合会 副理事長（坂町長）	広島県国民健康保険団体連合会	欠席